

独占禁止懇話会第 192 回会合議事録

1. 日時 平成24年6月22日（金）14：00～16：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】伊藤会長，石井会員，井手会員，及川会員，川濱会員，岸井会員，
児玉会員，坂本会員，野原会員，芳賀会員，富士会員，三村会員，
村上会員，レイク会員

【公正取引委員会】竹島委員長，神垣委員，濱田委員，細川委員，小田切委員

【公正取引委員会事務総局】山本事務総長，松尾総括審議官，南部官房審議官
（国際担当），鵜瀬経済取引局長，野口取引部長，中島審査局長

4. 議題

- 平成23年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
- 平成23年度における主要な企業結合事例

○伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、第 192 回の「独占禁止懇話会」を開始したいと思います。

会員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は三つございます。

1 番目は「平成 23 年度における独占禁止法違反事件の処理状況」、2 番目は「平成 23 年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」、3 番目は「平成 23 年度における主要な企業結合事例」でございます。これら三つの議題につきまして公正取引委員会から説明をいただき、会員の皆様に御意見を聴取することを予定しております。

本日の議題に入ります前に、事務局から新たに就任された会員の御紹介をお願いいたします。

○鵜瀬経済取引局長 経済取引局長でございます。

これまで会員をお願いしておりました安藤会員が退任されることになりまして、新たに株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員の蔭山秀一様に会員として参加していただくこととなりました。蔭山会員は本日御都合により欠席されておりますけれども、御紹介させていただきます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

早速、最初の議題に入ります。

「平成 23 年度における独占禁止法違反事件の処理状況」につきまして、
粕渚審査局管理企画課長から御説明をお願いします。

○粕渚管理企画課長 審査局の管理企画課長をしております粕渚でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料の右肩に「独禁懇 192-1-1」と書いてある資料に基づいて御説明させていただきたいと思います。

まず、独禁法の違反事件の処理状況ということで 1 ページ目のところにございますけれども、「はじめに」というところで、私どもの審査事件の基本方針を書いております。

そこにありますとおり、どういうものを取り扱っていくかという点で言いますと、①として価格カルテルや入札談合、②として優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価、③といたしまして IT・公益事業分野あるいは知財分野における新規参入阻害行為といったようなものにつきまして、厳正かつ積極的に対処するという方針で臨んでいるところでございます。

23 年度の法的措置の状況ということでございますけれども、法的措置と申しますのは、違反行為があった場合に排除措置命令、あるいは課徴金納付命令を課すということになりますが、この 1 ページ目の図 1 のグラフを見ていただきますと、平成 23 年度につきましては、22 件の法的措置を採っております。

内訳といたしましては、そこに色別で書いておりますが、12 件が入札談合、5 件が価格カルテル、そして 5 件が不公正な取引方法ということになっております。

なお、折れ線グラフで書いております数字、303 名というのがありますが、これは法的措置を受けた相手方の対象事業者ということでございまして、過去 4 年ぐらいに比べるとかなり多い数になっておるわけですが、これは 23 年度に措置を採った入札談合事件におきまして、建設業者の数が多いいようなこともあって、このように多い数字になっております。

それから、同じページの一番下のところですが、法的措置を採るに足る証拠がなかった場合でも違反の疑いがある場合には警告・公表するわけですが、23 年度におきましては 2 件の警告・公表を行っているところでございます。

1 枚めくっていただきまして、2 ページ目のところでございます。

「課徴金納付命令の状況」ということで、法律では、違反行為があった場合に、例えば、入札談合とか、カルテル等があった場合には課徴金の納付を命ずるというような制度になっているわけですが、23 年度の課徴金額につきましては、図 2 のところ、真ん中のグラフのところでござい

ますけれども、約 442 億円ということになっております。22 年度が 720 億円ということで過去最高額であったわけでございますけれども、23 年度はそれに次ぐ課徴金額になっております。中には、一つの事件で 100 億円を超える課徴金を命じたようなものもございます。

また、その資料の上から二つ目の段落の「なお」と書いてあるところにもありますけれども、平成 22 年 1 月から優越的地位の濫用につきましては、新たに課徴金の対象になりました。そして、平成 23 年度におきましては、3 件について初めて優越的地位の濫用事件で課徴金が課されたというところが特徴かと思っております。

次の 3 ページ目のところでございますけれども、中ほどに「入札談合等関与行為防止法の運用状況」というのがございます。簡単に官製談合防止法と申しますけれども、この官製談合防止法につきましては、入札談合事件において発注者が関与している場合には、私どもが発注者に対して改善措置を講ずることを求めるというような規定になっているわけですが、23 年度は、茨城県が発注する工事についての入札談合事件におきまして、私どもから茨城県に対して改善措置要求を行っているというのが 1 件ございます。

次に「申告の状況」というのがございまして、これは独禁法の規定に違反すると考えられる場合には、誰でも公取委に報告することができるという規定があり、私どもこれを申告という言葉で呼んでおりますけれども、この申告件数の推移が図 4 という下のグラフで書いておりまして、23 年度は約 8,700 件ということになっております。

20 年度以降少しずつ減っているようでもありますけれども、ただ、それ以前と比べると、やはりかなりの数の申告が寄せられていると考えております。

4 ページ目のところでございます。4 ページの上のところで「課徴金減免制度」というのがございます。これは、事業者が違反行為を行っているということを自ら報告してきた場合には、課徴金の額を免除あるいは減額をするという制度でございますけれども、これにつきましては、平成 23 年度について、表 1 のところでございますけれども、143 件の減免申請というのがございました。22 年度もかなりたくさんの申請があったわけですが、引き続き 23 年度においても多くの申請が出ているということでございます。

この制度は、平成 18 年 1 月に導入されたものでございますけれども、それ以降かなり数の多い水準となっているかと思っております。表 1 の（注 2）というところがございまして、平成 21 年の独禁法の改正によりまして

減免制度が拡充されております。具体的にはそこにありますが、減免申請の枠がこれまで3社だったのを5社まで広げ、もう一つは、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認めるという、大きな二つの制度の拡充があったのですけれども、23年度におきましても、このような3社を超える減免申請が出てきたり、あるいは共同申請がなされるようなものもあったところでございます。

それから、一番下のところですが、「事件処理期間」というのが書いてございます。下から2行目のところですが、23年度において法的措置を採った事件の平均事件処理期間、これは私どもが立入検査をしてから具体的に処分をして公表するまでの期間ということになりますが、約15か月ということになっております。これは22年度、21年度は約12か月でしたので、23年度におきましては、処理期間としては少し時間が延びているというようなところでございます。

5ページ目のところでございますが、これは「行為類型別の事件概要」ということで、ざっと簡単に事件の紹介をしております。最初の5ページ目のところは、「(1) 入札談合事件」ということで、山梨県発注のもの、あるいは茨城県発注のもの、石川県発注のもの、そして少し性質は違いますけれども、自動車メーカー発注のワイヤーハーネスの事件、こういうようなものについて、私ども取り上げたところでございます。

また、5ページの一番下の枠のところですが、茨城県発注のものについては、先ほど官製談合があったと申し上げましたが、具体的にはどのようなものだったのかというのが、この5ページの下で囲んでいるところに記載がでございます。

二つそういう行為があったのですが、一つ目は、茨城県の職員が各工事の落札予定者を決めて、建設業者にその意向を示していたということで、意向を教示していたというようなところが一つ関与行為としてございました。

もう一つは、別の事務所でございましたけれども、茨城県の職員が建設工事業者からの要望を受けて、談合が行いやすいように発注をしていた、工事あるいは指名業者の選定を行っていたということで、談合の幫助というようなことがあったというのが茨城県の事件でございます。これについては、私どもも改善措置要求をしまして、今年2月でございまして、茨城県が改善措置を採ったということを公表しているところでございます。

それから6ページ目になります。「(2) 価格カルテル事件」ということで、いくつかここで挙げております。箱で括っているところですが、一つ目は、エアセパレートガスの価格カルテル事件。エアセパレートガスとい

うのは、空気から作られる酸素とか窒素、アルゴンで、業界で広く使われるようなガスでございます。これのカルテル事件。

二つ目が、LP ガス容器の価格カルテル事件。LP ガス容器というのは、平たく言いますと家庭や商店の外にあるガスボンベでございますけれども、そのガスボンベの価格を決めていたというものです。

三つ目が、VVF ケーブルと書いてありますが、これは家庭の中でブレーカーからコンセントまでつないでいるようなケーブルでございます。それについての価格カルテル事件。

あるいはその下の LP ガス供給機器というのがございますけれども、これについての価格カルテルということですが、これはガスボンベの中に入っているのは高圧ガスですので、それを低圧ガスに変えるような調整器とか、あるいはガスホース、ガス栓などについてカルテルを行っていたという事件でございます。

最後に、新潟交通圏におけるタクシー運賃の価格カルテル、こういうようなものについて取り上げているところでございます。

次は、優越的地位の濫用事件ということで、7 ページ目のところに三つの事件が書いております。スーパー、あるいは子ども・ベビー用品などの大手小売業者、あるいは大手の家電小売業者というような事業者が優越的地位の濫用を行っていたということで、それぞれ排除措置命令と課徴金納付命令を課しているところでございます。

8 ページ目のところになります。「(2) 不当廉売」ということで、図 5 というところを御覧いただきますと、グラフがありますけれども、これは不当廉売について注意を行った件数の推移ということでございます。20 年度以降ずっと不当廉売で注意をした件数というのが減ってはきておりますけれども、依然としてやはり 19 年度以前と比べるとそれなりの高い水準にありますし、また 23 年度におきましては、上の囲みで書いておりますけれどもドラッグストアがビール等について不当廉売を行っているおそれがあるということで、警告なども行っているところでございます。

9 ページ目に参りますけれども、「(3) IT・知的財産分野における事件」ということで、これはそこに簡単に書いておりますけれども、ディー・エヌ・エーが携帯電話向けのソーシャルゲームの提供事業者に対しまして、GREE との取引をしないようにということで、取引妨害を行ったということで措置を採ったものでございます。

その下の「(4) 流通分野における不公正な取引方法」ということで、再販事件を一つ挙げております。これはアディダスジャパンがイーजीトゥーンという、これはシューズの種類のことでございますけれども、そのイー

ジートーンという靴の販売に関して再販売価格の拘束を行っていたというような事例でございます。

以上が個別事件でございますが、10 ページのところは、審判あるいは審決の概要というのが書いております。

図6を御覧いただきたいのですけれども、審判の係属件数ということで、23年度におきましては139件の審判が係属しておりました。これは23年度に審判手続が開始されたもの、あるいは審決が23年度に出たもの両方含む件数でございます。一番上の説明の4行目のところで、23年度においては85件の審判手続が開始されたということで、審判手続の数がかなり多いように見えますが、(注)にありますけれども、85件のうち68件は山梨の談合事件について、命令の名宛人になった事業者が審判請求をしたということです。必ずしも事件としてこれだけの数が審判になったということではございません。

10ページの一番下の審決取消訴訟ということで、23年度当初、係属中の審決取消請求訴訟は18件ございました。審決取消訴訟の場合は東京高裁に行くということになっておりますけれども、23年度中に原告の請求を棄却する判決が10件、原告の請求を認容する判決が1件あったものでございます。

なお、11ページの一番下にありますが、14件の審決取消請求訴訟が係属中ということになっております。

12ページ以降は、具体的な業務の細かな数字、あるいは個別事件のもう少し詳細なことが書いておりますけれども、ここは省略させていただきます。

それから、もう一つ、右に「別添」「独禁懇192-1-2」と書いております違反事件の処理状況、これは優越的地位の濫用事件だけ取り出してここで挙げております。繰り返しになりますけれども、1枚目のところにありますが、法的措置につきましてはそこに書いてあるとおり3件採っております。そのほか、法的措置ということではないのですが、「2. 注意」というのがありますが、平成21年11月に「優越的地位濫用事件タスクフォース」、優越タスク(TF)と呼んだりしておりますけれども、これを審査局内に設置しまして、できるだけ違反行為の抑止、あるいは早期是正を図り、また、効率的な処理をしようということでこういうタスクフォースを設けているところでございます。

これにつきましては、23年度におきましては52件の注意を行ったところでございます。3ページ目のところを御覧いただきたいのですが、3ページの一番上のところに注意件数の推移というのが書いてございます。折れ線

のグラフで書いてあるのが件数の推移でございますけれども、23年度については52件で、21年の11月にこのタスクフォースができて、このような注意を行っております。

この優越タスクの注意というのは、私ども注意を行うに際しましては、そのページの2の(1)であるのですけれども、全ての事案につきまして、当該会社に直接出向く、あるいは公取委に来ていただいて直接面談をして、責任ある地位の方に優越的地位の濫用にならないように未然防止の観点からいろいろ説明を申し上げているというようなところがございます。

4ページ以降につきましては、具体的な注意をした事例というのを挙げております。優越的地位の濫用事件というのは、具体的にどういう行為が優越的地位の濫用に当たるのなかなか難しいところもございますので、未然防止の観点から、こういう事例を挙げることによって皆さんに分かりやすくしようというようなことで挙げているところでございます。

それから、「ポイント」という横長になっている黄色い表紙のものがあると思います。「独禁懇192-1-3」と書いているものでございます。

これは23年度の違反事件の処理状況を簡単にポイントとしてまとめたものでございます。説明が繰り返しのになってしまいますけれども、2ページ目を見ていただきますと、23年度のところだけを取り出して言いますと、そこに書いていますとおり、命令が22件、課徴金額が442億円。

更に3ページ目を御覧いただきたいのですが、「価格カルテル・入札談合への対処」ということで、これを排除する効果として、消費者利益を保護するという観点も非常に大きいと考えておりまして、17件の法的措置を採ったわけですが、その市場規模は総額で約5600億円あります。また、どういう事件を取り上げているかというのは、先ほど簡単に申しましたが、その表の中にありますとおり、国民生活に密接な関連を有する分野を対象としております。

さらに、官製談合事件、これは国民の利益を阻害するという意味でも非常に問題のある行為ですが、そういうようなものも対処しているというのがございます。

さらに、4ページ目のところでございますけれども、自動車用ワイヤーハーネスに係る事件におきましては、海外競争当局と協力して調査を行っております。調査に当たっては、アメリカ、あるいはEU等の競争当局と、法令の範囲内で事件調査について必要な情報交換をしております。

これまでも、マリンホースの事件とか、ブラウン管の事件におきましても、海外の競争当局と情報交換をしております。公取委としては、今後とも企業活動がグローバル化することとも踏まえて、海外の競争当局と

の協力、これを一層緊密にしていきたい、こういうように考えているところでございます。

5 ページ目以降は、先ほど御説明したとおりでございますので省略させていただきます。

簡単でございますが、私からの説明を終わりにしたいと思います。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問・御意見などございましたら御自由に御発言いただきたいと思います。

どうぞ。

○三村会員 優越的地位の濫用、特に流通業に関しての優越的地位の濫用について一つだけ御質問いたします。

スーパーマーケットに対して、当企業に関しては過去にも警告という対象になっておりましたし、この企業の現状からしますと、まだ是正できていなかったのかという感じもいたしますので、今回当スーパーマーケットが対象になったということに関しては、私としては適切な御判断だったと思います。

ただ、もう一つ、家電量販店のケースなのですが、実はスーパーマーケットの事例は、明らかにこれは業界の中からしてもかなり例外的にそういう行為が行われていたケースだと、業界関係者は恐らく見ていると思います。ただ、家電量販店に関しましては、こういうような行為を今後とも長く継続するべきではないし、その取引のあり方、この企業の経営のあり方も当然改善されるべきだと思うのですが、背景に恐らく業界が持っている慣行とか、風土というものが関係していて、そうするとそこに、先ほど派遣条件について合意することなくとか、費用の負担についてのきちんとした取決めなくという言葉がありますが、恐らくそれについてきちんと精査したり、あるいはそれを検討するということがまだ不完全な状況でもあったのかもしれない。

そうしますと、特定の企業に起こった事件と、業界全体が持っている風習とか慣行みたいなものが関わっている事件について同じような考え方でいいのか。あるいは、それに対してやはり後の改善に対する御指導とか、あるいは取決めの在り方等ということが出てくると思うのですが、それに対してはどのようにお考えなのかということについて質問させていただきます。

○粕渕管理企画課長 家電量販店につきましては、実はもう御承知の方も多いかと思いますが、平成 20 年にヤマダ電機に対して排除措置命令を行いました。あのときには、業界のトップである企業に対して、私ども優越的地位の濫用

であるということで処分をして、これによって家電業界全体が正常な商慣行になっていくだろうということを考えていたわけですが、なかなかその行為が無くなっていなかったというので、今回別の家電量販店に対して措置を採ったわけです。やはり今ある慣行がいいということではございませんので、引き続き、私どもの方で正常な商慣行なのかどうかという観点から、厳しく監視をしますと言いますか、見ていきたいというように考えておるところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

どうぞ、ほかにどなたかございましたら、御質問とか御意見とか。

どうぞ、村上さん。

○村上会員 私は個別の案件ではないので、むしろ意見になりますけれども、基本的に課徴金の話になります。

前回改正法で御承知のとおり排除型私的独占とか優越的地位の濫用を課徴金の対象にした。それが2009年の改正法ですから、2010年1月から施行になっています。したがって、現時点で大体2年半経過しているというので、それまで改正法を淡々と法律に従って実行してもらい、それはそれしかないと思いますけれども、私は前から、排除型私的独占や優越的地位の濫用を課徴金の対象とすること自体は全然問題ない、ただ、本来はやはり国際標準の上限方式の裁量型課徴金が望ましいので、今のままのそういう裁量性が全くないような現行の硬直的な非裁量型の課徴金では、やってみたらやはり不都合とか、バランスを欠く結果をもたらすのではないかというふうに、とにかく施行のときから思っていたわけなのです。とは言いながら、実際には施行して3年ぐらいはまず見なければ施行の実績というのはなかなか分からないものになるかと思います。

それで、2年半ぐらい経ってみても、優越的地位の濫用事件が3件で、逆に私的独占事件についてはゼロというのは、バランスを欠くかどうか。それから、優越的地位の濫用でも、今はもう機械的に当てはめて課徴金を計算せざるを得ないわけですが、現実には算定されている課徴金が事案に即して本当に妥当なものなのかどうかというのは、先ほど申し上げたように結局は数年と言ったらおかしいですが、3～4年ぐらいの施行実績を見て判断せざるを得ない話だろうと思いますので、施行実績を見て、是非ともその辺は入念に、一度は評価というか、施行の評価をしてもらって、それを基に裁量性のないような課徴金額がいいのかどうか、それから、現実には課されている課徴金額、それが本当に妥当な金額かというのは、その辺をきちんと点検してもらいたいというか、評価してもらいたいというのが単純に希望になります。

○伊藤会長 特によろしいですね、今のはリクエストということで。何かありますか。
いいですか。

ほかの方、どうぞ。

○川濱会員 今の村上先生の発言に関連する意見と質問がございます。優越的地位の濫用や排除型私的独占も、非常に悪性が強いので、抑止のために課徴金が必要なのは確かかもしれません。ただ、これは意見ですが、優越的地位の濫用の場合には、課徴金で抑止するよりは、もう少し当事者の、被害者の中小企業の支援型のような救済の方が良かったのかもわからないということはあるかと思えます。

また、現に出来上がった制度として、優越的地位の濫用は他の不公正な取引方法と違って、ある意味では入念に課徴金の算定方法を定めています。他方、機械的に取らなければいけない余り、個別の取引関係における抑圧性など立証に手間取りそうです。審査の際、課徴金の算定はかなり大変だったのではないのでしょうか。先程のお話では、事件の処理期間が今回平均12か月から15か月に延びたということでしたが、この課徴金の事件の影響というのはかなり大きかったのではないかという印象がございます。課徴金を取るための前提としての事実の立証にかなりの人的資源を割いたのではないかと推察するのですけれども、この辺りはどんなものだったのでしょうか

○粕淵管理企画課長 先ほど法的措置の平均処理期間が15か月で、22年度12か月から延びていると申し上げましたが、確かに優越的地位の濫用事件、これは23年度3件、いずれも課徴金を命じたものでありましたけれども、従前の優越的地位の濫用事件に比べると、処理期間がかなり延びているという感じはございます。したがって、やはり課徴金の算定ということでその分処理期間が延びたところがあったと考えております。

この3件、初めて課徴金を課し始めたということで、どうしても最初は私どもも少し手探りのところもありますけれども、もう少し時間をかけて他の事件を処理することによって、より効率的な処理の仕方、算定の仕方というようなこともできるのではないかというように考えておりますので、これから事件を処理するに従って、そういうノウハウというのでしょうか、そういうようなものを見付けて迅速な処理ということを心掛けていきたいと考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問とか、御意見とか。
どうぞ。

○及川会員 中小企業団体中央会です。

不当廉売の注意件数の推移ということで、このグラフを単純に見ますと、

20 年度から 21 年，22 年，23 年度，ずっと注意件数が減っているということになってはいますが，私どもに来る要望ですとか，特に小売から来るのは，不当廉売は一向に減っていないという声です。ということからしますと，これをどういうふうに見たらいいのかということです。

あと，業種別に見ますと，家電ですとか石油が減っているというのと，一方で酒類の方が増えている。何かこの辺で調査してお感じになったことがあればコメントいただきたいということと，注意だとか，警告をしていたいただいているのですが，逆にそのぐらい安くて有名になったと言うぐらいの業界もありますので，是非中小企業といたしましてはきっちり取り締まっていただきたいと思っています。

以上です。

○粕渕管理企画課長 先ほどの不当廉売の注意件数が減っているということで，その要因はどういうことかという御質問だったかと思います。

8 ページの図 5 の注意件数を御覧いただきますと，特に家電製品の注意の件数が大きく減っております。これは，石油製品とかお酒というのは，どちらかというと，それぞれの各地の小売店，そういうところでの廉売というのが多いのだと思うのですが，家電製品につきましては，これはどちらかというと全国的な家電の大手の量販店などが廉売しているのではないか，そういうような申告が多いわけですが，私ども，これは繰り返しそういう大手の家電量販店などに不当廉売の趣旨なども申し上げておりますので，私どもが申し上げている趣旨が量販店の方にも分かっていたいて，その結果，このように家電製品については注意が減ってきたのかな，そのような分析をしているところでございます。

それと，不当廉売につきましては，私どもの処理方針といたしまして申告が来てから 2 か月以内に処理すると。これは，余り時間をかけると廉売という行為が波及するということで，原則 2 か月以内に処理するという方針でやっているところでございます。

そういう意味で，できるだけ早く処理するという一方で，厳密な調査もしなければいけないという中で調査を行っているところでございます。我々がウォッチしているというのが重要だと思っておりますので，引き続き迅速かつ積極的な調査というのを行っていきたいと考えております。

また，そこにありますとおり，お酒に関しましては警告というのも行っているところでございますので，影響の大きなものは，注意ではなく，より厳しい措置ということも行っていきたいと考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問，御意見ございますか。

どうぞ。

○井手会員 今の不当廉売の件なのですけれども、警告とか注意というのは、この横長のパワーポイントの資料ですと、未然防止の観点からという言葉が使われております。私は、以前は警告と注意というのは、法律に基づいた排除措置命令まではなかなか黒とは言えないけれども、黒に近い警告を出したり注意をする、そういう理解をしていたのですけれども、そうではなくて、余り厳密にここに出ている警告、ナガタ薬品のケースで見ると、これは排除措置命令でもいいのではないか、この文章を見るだけはそういう感じがするのですけれども、もう未然防止の観点からかなり慎重にというわけでもないのですけれども、やっていくというのが公正取引委員会の姿勢だというふうに理解してよろしいのですか。

○粕渕管理企画課長 そこは二つの観点があります。すなわち、未然防止をしっかりと行っていくという部分と、ひどいものがあれば厳正措置を採るということがございます。ナガタ薬品は、警告になっておりますけれども、不当廉売は要件として、価格要件というのと、他の事業者の事業活動を困難にさせたかどうかという影響要件という二つの要件を見てそれで判断するということになりますので、本件ではなかなか命令までには至らなかったということで警告をしております。

ただ、警告というのは違反するおそれがあるということで公表までいたしますので、私どもも全く根拠を持たずに行っているわけではなくて、それなりの証拠はあるけれども、ただ、命令を出すまでに至る証拠は足りなかったというのが警告でございます。

一方、注意と言いますのは、これは公表することはございません。と言いますのは、注意自体は違反は認められなかったと、ただ、違反はないのだけれども、このまま続けていけば違反につながるおそれがあるということで、未然予防の観点から注意をしております。このように不当廉売の処理に当たっては、未然予防の観点からの注意というのも行いますし、一方で、ひどいものがあれば、これは警告なり、排除措置命令なり、もっと重い措置を採るということを考えておりまして、両方合わせながらこういう処理を行っていくというふうに考えております。

○伊藤会長 ほかに何か質問とか、御意見ありますか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、「平成 23 年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」につきまして、藤本取引部企業取引課長から御説明お願いしたいと思います。

○藤本企業取引課長 企業取引課長をしております藤本でございます。よろしくお願い

いたします。

お手元の「独禁懇 192-2」という資料に沿いまして御説明の方を差し上げたいと思います。御説明は、最初の概要紙の後の本文で御説明をしたいと思っておりますけれども、1点、概要紙の一番最初のページですけれども、下の（2）で数字の転記誤りがございまして、過去最多の 4,326 件とありますが、その内訳に「製造委託等 3,318 件」となっておりますけれども、正しくは 3,317 件でございまして、それに伴いまして、「役務委託等 1,008 件」となっておりますけれども、そこは 1,009 件でございますので、そのところ訂正をお願いしたいと思っております。恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

では、御説明の方は概要という紙を 3 枚ほどめくっていただきまして、その後に本文がございまして。それに沿って御説明をいたします。

まず、一番最初に「第 1 下請法の運用状況」ということで、情報収集の取組というところがございまして。御承知のように、下請の取引につきましての事件というのは、御本人からの申告というのはなかなか難しいという事情がございまして、公正取引委員会の方では、定期的に情報を積極的に集めるという観点から、書面調査を実施しております。そのほか、情報提供しやすい環境整備に取り組むという努力をしております。

書面調査の実施につきましては、23 年度では親事業者 38,503 名、下請事業者 212,659 名に対して実施をしております。

2 ページにまいりまして、御本人からの申告というのもございまして。できるだけ御本人から申告しやすいようにということで、申告されても秘密は守りますというようなことを書いてパンフレットでお知らせをしたり、あるいは調査票に書くということをしております。

被疑事件の処理状況でございまして、大きく分けて勧告と指導ということになっております。

まず、「(ア) 勧告」の方でございまして、23 年度で 18 件となっております。平成 16 年 4 月の改正下請法施行以降で見ますと最多の件数となっております。特徴といたしましては、18 件のうち 15 件が製造委託等に関するものでありますけれども、その 15 件のうち 10 件につきましては、食料品でありましたり、衣料品といった卸・小売業者によるいわゆるプライベートブランドの商品についての製造委託に係るものということでございます。

「(イ) 指導」の方でございまして、3 ページの上の方にございまして、指導件数は 4,326 件ということになっておりまして、こちらの方は昭和 31 年の下請法の施行以来、過去最高の数字ということになっておりま

す。

措置件数の業種別の内訳であります。3 ページの一番下のグラフがございますけれども、生産用機械器具製造業，あるいは道路貨物運送業，それから金属製品製造業といったところの件数が多くなっております。

続きまして4 ページにまいりまして，第3 表というところで「下請法違反行為の類型別件数」というのがございます。一つの事案につきまして複数の違反行為類型というのがございますので，先ほどの処理件数等よりは多い数字になっておりますけれども，これで実体規定の違反の類型別の多さを見ますと，支払遅延，割引困難手形，減額，買ったたきといった類型での件数が多くなっていることが分かります。

5 ページにまいりまして，先ほど措置件数を申し上げましたけれども，これは製造委託と役務委託に分けてみた場合にどうなっているかということとありますけれども，製造委託の措置件数は 3,332 件ということで，前年度比 11.4%という増を示しております。

一方で，役務委託の方でございますけれども，これは6 ページにございますが，こちらの方は 1,012 件ということで，前年度比 19.1%減となっております。

7 ページにまいりまして，「下請事業者が被った不利益の原状回復の状況」ということでございますけれども，勧告あるいは指導をすることによって下請事業者が被った不利益を回復をする措置をいたしますけれども，こちらの方で，これは類型別に表が出ておりますけれども，例えば，下請代金の減額事件におきましては，返還を行った親事業者数が 86 名になります。返還を受けた下請事業者数は 6,391 名。返還の年度総額としましては 17 億 1417 万円ということで，これは過去 2 番目の大きさになっております。

最後ですけれども8 ページにまいりまして，勧告事件についてのフォローアップ調査というのをしております。

これは，過去に下請法違反として勧告を行った親事業者を対象にしまして，現在でもきちんと遵守しているかということ把握するために行っているフォローアップ調査ということでございますけれども，19 年に勧告を行った 2 件と，20 年に勧告を行った 4 件の計 6 件について行っております。

以上のところまでが下請法の執行状況に関する情報でございます。

9 ページ以下でございまして，こちらの方はいわゆる普及啓発に関するところの取組の御紹介でございます。

まず一つ目で，講習会あるいは説明会というのをやっております。

1 ページめくっていただきまして 10 ページの下のところに簡単な図が出ておりますけれども，大きく分けまして下請法の領域と独禁法の優越的地

位の濫用の関係の説明会あるいは講習会というのを行っております。

まず、下請法につきましては、毎年 11 月を下請取引適正化推進月間ということで、いわゆるキャンペーン的な月間と位置付けておりまして、こちらの方で中小企業庁と共同いたしまして、全国各地で講習会を行っております。これを基本としまして、参加者の方々のそれぞれのレベルに応じまして、若干講習会にバリエーションを持たせております。基礎的な内容の説明を行う下請法の基礎講習会、あるいはより具体的な事例研究を中心として行っております応用講習会といったバリエーションを持たせて行っております。

また、過去に法違反が見られた業種などを取り上げまして、業種別の講習会ということを行っております。後ほど御紹介させていただきますけれども、取引実態についての実態調査なども行っておりますので、それを踏まえた形で業種の方々にいろいろ注意関係を行うといった側面もございまして、こういった業種別の講習会を行っております。

先ほど例えば下請法でプライベートブランド商品についての製造委託の問題が結構多いということがございましたけれども、こういった講習会におきましては、最近の潮流としてこんな傾向があるということもお示しをしまして、参加者に注意喚起を図っております。

10 ページの下にございますけれども、相談あるいは指導ということで、本局あるいは地方事務所に連絡がまいります電話相談といった形がございますけれども、年間大体 1 万件程度の相談件数がございます。あるいは、公取委の所在地だけではなくて、中小企業者が所在する地域に公取委職員の方から自ら出向いて行って御説明をするといった移動相談会といったスキームも用意をしております、求めに応じて実施をするということで、23 年度は全国 33 か所において実施をしております。

また、こういった取組以外にも独禁法相談ネットワーク、これは商工会議所の御協力もいただきまして、情報の漏れがないように、商工会議所の方に御相談があった場合にも公正取引委員会の方で適切に相談対応できるようにといったネットワークを作らせていただいているということもございます。

また、昨年は東日本大震災に関しまして、かなり震災関連の相談などもございましたのでその対応をしておりますし、主だった質問内容等につきましては、適宜のタイミングをとらえまして Q&A という形でホームページの上で公表させていただいております。

これらの取組以外に、11 ページの下のところからですが、親事業者に対する下請法遵守の年末の要請を行っていたり、あるいは 12 ページの

真ん中にありますが、私どもで取引の実態がどうなっているのかということ、まさに現場の方々にお聞きをするということで、下請取引等改善協力委員という制度を置いておりまして、こちらの方々に取引実態についてのヒアリングを行ったりということをしております。

また、各企業においてのコンプライアンスの確立ということを支援いたしますために、私どもの方で基本的には事業者団体などの求めに応じまして講師派遣を行ったりしています。

12 ページ以下に、先ほどちょっと触れましたけれども、取引実態についての実態調査というのをしておりますので、その御紹介をしております。

昨年度は金融機関と企業との取引慣行に関する調査でありますとか、フランチャイズ・チェーンの本部と加盟者の間での取引に関する調査、それから、食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査、最後に荷主と物流事業者との取引に関する書面調査といった調査を実施しております。

私の方からは、簡単ですが以上でございます。

○伊藤会長 ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○石井会員 商工会議所でございます。

今、御説明いただきまして、下請法の取締りに関しましては積極的に展開されているということに感謝申し上げます。

昨今、非常にデフレが長期的に続いているのと、超円高、電力問題などもありまして、ますますというか、非常に厳しい状況を迎えております。

その中で、我々中小企業にとって懸念されるのは、国内で製造しているというのは限界があるので、親企業はどんどん海外へ行ってしまう。しかもそれが加速化されていますので、仕事が無くなるということが特に昨今見られます。

それと同時に、海外へ行って部品を日本から買うというよりも海外で調達するということから、海外調達比率が増えているという中で調達先の選別が進み、発注条件がかなり厳しいというか、日本の中小企業にしわ寄せが出てくるのでございまして、その辺が不当でないかどうか監視していただきたいと思っております。

そういう意味で、今まで以上に公正取引委員会の果たすべき役割というのは大きくなりますし、いろいろ勧告・指導を強化していただきたい、防止策もしっかりお願いしたいと思っております。

商工会議所といたしましても、公正取引委員会と連携して、関連法規のセミナーを実施しておりますけれども、是非とも重ねて御指導をお願いし

たいと思います。

それともう一つ、今日の議題ではないのですが、独禁法や下請法の関連で一言申し上げたいのは、消費税率の引上げのときの円滑な価格転嫁の実現についてお願いしたいと思います。社会保障と税の一体改革関連法案について3党の修正合意ができて、その中に「円滑かつ適正な価格転嫁を確保する観点から、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加する」と記載されております。

円滑な価格転嫁を実現するためには、政府がまず消費税が転嫁されるものであるということを事業者や国民、特に取引上立場の強い消費者や大企業に対して強くメッセージを発信すべきでありますし、過去に講じた価格転嫁対策を全て行うべきであると商工会議所は考えております。このことは、6月13日に開催された衆議院での社会保障と税の一体改革特別委員会の中央公聴会においても、商工会議所の代表から申し述べておるところでございます。

公正取引委員会におかれましては、中小企業が円滑に消費税を価格転嫁できるよう、万全な措置を講じていただきたいと思います。

以上でございます。

○伊藤会長 どうぞ、続けて御質問とか、御意見。

どうぞ。

○岸井会員 運用についての基本的な質問で、ほかでもいろいろ議論がされているので改めて確認ということになるかもしれないのですが、下請法では、先ほど川濱先生も言っていましたけれども、払い過ぎた分を取り戻すというか、勧告でそういう運用をしております。

他方、優越的地位の濫用は課徴金を課すということになっておりまして、この優越的地位の濫用の規定と下請法の運用、その関係を、今どういう考え方でやっているのか、確認という意味も含めて御説明いただければと思います。

○藤本企業取引課長 おっしゃるとおり、案件によりましては優越的地位の濫用にも該当し、下請法にも該当するということが理論的にあり得ます。

こういった場合にどうしているかということなのですが、公正取引委員会としては、基本的には下請法をまずは適用するということを運用の方針としておりまして、なるべく迅速に下請事業者の利益の回復を図っていくということを基本方針としておるということでございます。

○岸井会員 特に優越的地位の濫用も適用しないとか、最初からそれはもうしないということを決めているわけではないということですね。

○藤本企業取引課長 全くしないというふうには、別に言っておりません。

○伊藤会長 ほかに御意見、御質問があれば。

よろしいですか。

特になければ次の案件にいきたいと思います。

最後の案件になりますけれども、「平成 23 年度における主要な企業結合事例」につきまして、小林経済取引局企業結合課長から説明をお願いいたします。

○小林企業結合課長 企業結合課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

では、23 年度の主要な企業結合事例ということでございまして、これは、一昨日公表したばかりのものでございますけれども、本文は「独禁懇 192-3-2」という番号がついたものでございますが、かなり厚いものでございますので、今日はその前の「192-3-1」の黄色い横長のパワーポイントの資料に基づいて御説明させていただこうと思います。

まず、その資料の 1 ページでございます。主要な企業結合事例は、企業結合審査の予見可能性と透明性の向上を図る観点から作成しております。独占禁止法の文言はかなり抽象的でございますが、これは、特定の産業分野を対象とする業法などと違いまして、経済全般に適用される法律ということで、文言は抽象的にならざるを得ないのではないかと考えております。いずれにしても、どのような企業結合であれば問題にならないのか、あるいは公正取引委員会がその判断をするに当たって、どういうポイントに着目するのかといったようなことを広く知っていただいた方が、例えば、問題になる企業結合を行わないようにするとか、あるいは逆に、独禁法上問題とならないような企業結合であるのに、独禁法に違反するのではないかと考えて過度に萎縮して企業結合をしないといった事態を避けることにつながると考えられます。そのため、独禁法の条文の解釈や公正取引委員会の運用の実態を分かりやすく示すということで、企業結合ガイドラインを公表しているほか、具体的な案件に則してどのように判断したかを明らかにするという観点から、毎年事例集を公表しており、事例集では、資料の 1 ページの上の方にもございますように、他の事業者の参考となると考えられる事例を中心に取りまとめています。

事例集は、毎年出しておりますが、今年で 19 回目でございます。これまでの事例を含めると、207 事例となります。昨年度の事例としましては 9 事例 10 件を掲載しておりまして、その全てを御紹介するには時間の関係もございますので、案件を絞ってポイントだけを説明してまいりたいと思います。

資料の 2 ページに移ります。

昨年もいろいろな企業結合がございましたけれども、代表的な事例とい

うことになりますと、事例2にあります、新日本製鐵と住友金属工業の合併の案件であろうかと思えます。

この審査結果につきましては、既に昨年12月に公表しておりますので、中身については余りここで改めて立ち入ることはせず、ただ、昨年のちょうど今ごろ、企業結合規制の見直しを行い、手続やガイドラインを見直したものですから、それとの関係の深いところというのを中心に御説明したいと思えます。

見直しのポイントにつきましては、この資料の後ろの方15ページ～17ページに「参考」として付けてございますけれども、手続面と審査基準がございまして、手続面についての大きなポイントは、それまでありました事前相談制度の廃止と、企業結合審査におけます届出会社と公正取引委員会の間のコミュニケーションの充実という二つが挙げられます。

本件の合併でございまして、我が国を代表するような企業同士の合併ということでございまして、従前であれば事前相談が行われてもおかしくないような案件であったかと思うのですけれども、ちょうど企業結合規制の見直しと同時並行的に手続が進んでまいったということもありまして、昨年7月に実施された新しい企業結合審査を先取りするような形で、本件では当事会社の方が事前相談を選択せずに、法定の届出から始まる審査手続によって審査を行うことを選択されたということでございます。

その経緯は、そこに時系列で記載したとおりでございまして、昨年2月3日に本件の統合を会社の方で公表されまして、5月31日に届出書が提出されて第1次審査が始まり、その30日後の6月30日に私どもが報告等の要請を行い、第2次審査が開始され、その後、いろいろなやりとりがございまして、11月9日に全ての報告等が提出され、そこから1月余りを経た12月14日に排除措置命令を行わない旨の通知を行って審査が終了しました。

この中で、2月3日の公表から第1次審査を開始する5月31日までの間、特に3月以降でございまして、この2か月ぐらいの間、届出の前でありましたけれども、当事会社が独禁法上問題にならない旨の意見書を自発的に提出し、また、当事会社の求めに応じて会合を持つなど、届出前から資料を頂いたりしまして、その意味ではこの辺からコミュニケーションというのは既に始まっておりました。

届出後は順調に第1次審査を進めまして、6月30日に第2次審査を開始したわけでありまして、ここで求めた資料については順調に逐次提出されまして、8月ごろには大部分が提出されておったという状況でございます。

したがいまして、そこからそう遠くないところで全ての報告を提出するというのも可能であったのではないかと考えられますけれども、実際には、それは11月まで提出されませんでした。他方、この間に会社からの求めに応じまして、当方から論点等の説明をいたしました。論点等の説明といいますのは、こういった分野について公取委がどう考えているか、例えば、A分野はもう問題ないと考えているけれども、B分野はこういう問題があるというようなことを説明するというもので、コミュニケーションの充実という企業結合規制の見直しの一つのポイントでございます。

私どもの最終判断ではないですけれども中間判断的な論点の説明をしたところ、更にそれに対する会社側の追加の主張とか資料の提出があり、またそれについて会合を持ったりというようなやりとりをかなり進めまして、その上で、無方向性電磁鋼板と高圧ガス導管エンジニアリング業務という二つの分野について、独禁法上の問題が生じるおそれが強いということを指摘しましたところ、これを解消するような問題解消措置の提示がありました。また、11月9日に全ての報告等が提出され、その90日間の期間がスタートしたということでございます。

この企業結合審査の手續につきましては、詳細は16ページにフローチャートがございますけれども、具体的な期間が設定されている場所が2か所ございまして、企業結合計画の届出から30日間のうちに第1次審査を終えるということと、第2次審査に入り全ての報告等が提出されてから90日間以内に私どもが結論を出すということで、この30日と90日という期間が大変注目されるわけがございますけれども、この期間をどのタイミングでスタートさせるかというのは、いつ届出を出すか、いつ報告等を全て出し切るかということにかかっておりますので、これは公正取引委員会にフリーハンドがなく、届出会社がこの期間のスタートのタイミングを決めることができます。本件では、こういった制度上の枠組を踏まえて、当事会社が審査の進捗の状況を見極めながら、問題なく審査をクリアできそうだという判断を行って、90日間の期間をスタートさせるべく全ての報告等を提出するなど、会社側がスケジュールをハンドリングしたケースではないかと考えております。

その審査の中身につきましては、30分野ぐらいの審査を行いましたけれども、そのうち事例集では6分野について取り上げて御紹介しておりますが、このうち、企業結合規制の見直しで行いましたガイドライン改正のポイントと関連する部分を取り上げてみたいと思います。資料5ページの鋼矢板ですが、当事会社の合算シェアが高くなったり、事業者数が4社から3社になるといったことで、集中度が高まりますけれど

も、(3)にございますような考慮事項を判断して、問題ないと判断したわけでございます。この鋼矢板については、土留めとか止水とかにも用いられるわけでございますけれども、建設業者間の受注競争は年々と激しさを増しております、公共工事の発注量の減少等に伴う需要の縮小を受けて価格も下落しており、需要者からの価格引下げ圧力が強いなど、需要者からの競争圧力が働いていると書いてございますが、この需要の縮小といったことをこのような形で考慮するというのは、先般の企業結合規制の見直しでガイドラインに追加した部分でございます、このような追加部分をこの事案で考慮したということでございます。

同様に、ガイドラインの改正のポイントと関係しますのは、8ページにありますH形鋼でございます。この資料では省略してございますが、現在輸入が0%~5%ということで非常に僅少でございます。今は輸入がほとんど入っていないような状態でございますけれども、このH形鋼にはJIS規格がございまして、外国メーカーであってもJIS認証を取得している者がいるとか、あるいは需要者に聞いたところ、例えば国内で価格が上がって輸入する方が価格メリットがあるというようなことがあれば一定程度の輸入を行う可能性があるというような意見がありまして、こういったことを踏まえますと、現在、輸入が実際に生じているわけではないけれども、何かあれば、近い将来の輸入圧力を考慮することができるということで、近い将来の輸入圧力を十分考慮するというガイドラインの改正点を実際の審査で使ったというものでございます。

次に、資料の9ページで、事例の6でございます。

これは、先ほどの新日鉄と住友金属ほど世の中には注目されませんでしたけれども、ハードディスクドライブの製造業者の統合の案件でございます。

ハードディスクのメーカーは、昔はたくさんありましたけれども、世界的な規模で集約が進んでおりまして、この審査を開始する前、世界で5社しかないという状況でございました。そこへ持ってきて、ここにありますように2件の企業結合が同時に予定されているということになりまして、5社が3社になる、あるいはその一部の分野につきましては、もともと4社しか作っていなかった商品がございまして、これが2社になるというような世界的な寡占化が進むという案件でございました。

これは、海外の競争当局も同時に審査しておりまして、しかもハードディスクにつきましては、いわゆる世界市場という形で見られるものでございまして、私どもとしては、アメリカの連邦取引委員会、ヨーロッパの欧州委員会、韓国の公正取引委員会と情報交換しつつ審査をしたものでござ

います。

9 ページにございますように、2 件若干前後して届出が出てきたわけでございますけれども、左側の WD、これはウェスタン・デジタルという会社でございますが、これが HGST、これは日立の子会社でございます。日立グローバル・ストレージ・テクノロジーズという会社、この届出の際には名前は変わっておりましたけれども、このウェスタン・デジタルの方の案件では、先ほどの新日鉄・住金と同じように、届出前に自発的に本件は独禁法上問題にならないというような意見書が提出されておりました。第2次審査まで進めてまいりまして、10 月に二つの案件ともに論点等の説明を行いましたところ、ウェスタン・デジタルの方から問題解消措置の提案がございまして、当該問題解消措置を前提とすれば独禁法上問題ないと判断して審査終了したということでございます。

具体的な中身につきましては 11 ページでございまして、ここでは 3 種類のハードディスクについて検討したわけでございますけれども、このうち、PC・家電向け 3.5 インチハードディスクの分野は、供給者が 4 社から 2 社になり、しかもそのシェアが 50・50 のような典型的な複占の状況になります。その上、参入圧力でございますとか、隣接市場からの競争圧力など競争制限にならないと考えられる要素が見当たらないということでございまして、独占禁止法上の問題を生じるということで、ウェスタン・デジタルによる一部の事業譲渡という問題解消措置が行われることとなったものでございます。

なお、そのウェスタン・デジタルが問題解消措置を採ったことを受け、同時に審査をしていましたシーゲイトとサムスンの統合につきましては、特段の措置を採ることなく、問題ないという判断に至ったものでございます。

結論につきましては、同時に審査をしていました欧州委員会とか、FTC もほぼ同様の結論が出ているところでございます。

次に 12 ページの事例 7 でございます。

これは、産業革新機構がジャパンディスプレイという会社を設立しまして、そこにソニー、東芝、日立の中小型の TFT 液晶ディスプレイの事業を統合するという案件でございました。世の中的には注目を集めた案件でございます。

なぜ、ここでこの案件を取り上げたかと言いますと、(1) の「②地理的範囲」でございますけれども、先ほどのハードディスクもそうなのですが、中小型の TFT 液晶ディスプレイというのは、比較的軽量で、しかもその割には価格が高いというか、付加価値が高くて、遠くまで運びましても輸送

費が余り問題にならないとか、あるいは関税がほとんど課されないとかということでございまして、世界中で同じような価格で売られておりまして、需要者の方も世界中の供給者から調達しているというような商品でございますので、これはまさに世界市場といえますか、世界全体が地理的範囲になるということで、世界市場を画定したケースでございます。

審査の結果は、この３社の中小型の液晶事業が統合されましても、いわゆるセーフハーバー基準に該当しまして、特段問題はないという結論になっております。

最後に 13 ページの事例 9、イオンによるマルナカ及び山陽マルナカの株式取得のケースという、小売事業に関する事例を御紹介させていただきたいと思います。

これもまた、なぜこの案件を取り上げたかと言いますと、世の中で注目を集めたということもございすけれども、これもやはり地理的範囲でございまして、スーパーマーケットの場合には、需要者が一般消費者でございまして、一般消費者は日々の買い物をするに当たっては、徒歩なり、あるいは車なりで比較的近隣の店舗に買い物に行きますので、そういった面で地理的範囲が非常に狭いものの典型でございます。

先ほどは世界市場であったのに対しまして、本件では需要者が買い回る範囲ということで見ますとかなり狭くなっておりまして、ここでは地理的特性などを考えまして、各店舗から半径 5 キロ前後の範囲というような狭い地理的範囲の画定をしております。

このように、地理的範囲につきましては、商品範囲もそうなのですが、実際に統合の対象となる商品あるいはサービスの取引実態をよく見まして、それに応じて大きい範囲から狭い範囲まで実態に合うような市場画定をしておるということでございます。

独禁法上の評価につきましては、各店舗ごとで競合している部分について一つずつ見てまいりまして、参入圧力が働いているとか、あるいは隣接市場からの競争圧力が働いているとかといったことで、本件株式取得が競争を制限することにはならないだろうと判断したものでございます。

事例は以上でございます。けれども、なお、14 ページにございますように、昨年度、23 年度の届出受理件数は 275 件でありました。このうち 270 件は第 1 次審査、つまり届出から 30 日以内に終了しておりまして、第 2 次審査で終わった案件というのはこの 3 件。先ほどの新日鉄・住金と、ハードディスクドライブの統合案件、ここは 2 件ございますので、合わせて 3 件でございます。

275 から 270 を引いた 5 件のうち、いま御説明した 3 件を除いた残りの 2

件でございますけれども、1件は現在第2次審査を行っております東証と大証の件でございます。もう1件は有名な事例ではないのですけれども、届出を出された後、会社の都合ですぐに取下げが行われたというケースでございます。

なお、問題解消措置が付されましたという案件は、先ほどの新日鉄・住金と、ハードディスクの中のウェスタン・デジタルの案件の合計2件でございます。

ちょっと長くなりましたが御説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問、あるいは御意見等いただければと思います。

どうぞ。

○岸井会員 内容的なことではないのですけれども、正規手続ということで、事実上届出の内容自体が事前に修正されるというような形になっているみたいなのですけれども、どういう分析をして競争の制限になる、あるいはならないということを評価したのか、あるいは問題解消措置としてどういうものが出されたのか、以前に比べると詳しくなっているのですけれども、やはり、実際の事例の公表された文書を見ますと結論だけしか書いてないのです。

例えば、これこれがあるので需要者側の需要の減少による競争圧力があるとか、あるいは近い将来輸入の圧力が増大するとか、もうちょっとこの辺は、やはり企業結合の場合は将来の予測なわけですから、今こういうふうに判断しているけれども将来どうなのかということを、公取委ももちろんやられると思うのですけれども、一般の方も検証できるような形で、もうちょっと事実を具体的に書いていただけないかというのが、私の事件処理についての、手続的なことなのですけれども、もう少し詳しく書き込めないかという、そういう点についての要望というか、意見であります。

○小林企業結合課長 御意見ありがとうございます。

書き込める部分については書き込んでまいりたいと思いますけれども、例えば、今、岸井先生に挙げていただいた範囲で申しますと、将来輸入する可能性があるといったようなことは、需要者の方からのヒアリングやアンケートの回答を基に認定しておりますが、認定の基となるヒアリングやアンケートについては、回答された事業者の秘密に係るものもございますものですから、どこまで書けるかというのは難しい判断になりますが、なるべく充実させていきたいということは常々考えるところでございます。

○伊藤会長 どうぞ、ほかに御意見とか御質問とかございましたら。

どうぞ。

○井手会員 今日の説明とは直接関係ないのですが、合併のガイドラインの中にある競争事業者の状況というので、シェアが10%を超える有力な事業者があるとかいう内容がありますね。その10%というのは何か根拠があるのかというのをちょっとお聞きしたい。どうしてかという、電気通信の分野で携帯のところで、ドコモが48か49%で、auが27%ぐらいで、ソフトバンクが21%ぐらいで、auとドコモというのは、第2種の指定電気通信事業者で規制されているのですけれども、ソフトバンクを規制したいというときに基準がない。25%を超えていれば何となく市場支配力を持つ有力な事業者ということで、25%基準というのは納得がいくのですけれども、では、ソフトバンクを規制するときにはないかという、総務省はこのところを持ってきたのです。合併のガイドラインで10%あれば有力な事業者だというので、ソフトバンクを規制するためにこの規定を持ってきたのですけれども、どうもそれは説得力に欠けていて、説明を求めてもできないのはできないでしょうけれども、公取委が10%というのはどういう基準でこういうのを設けているのかというのを、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

○小林企業結合課長 御質問ありがとうございます。

有力な競争事業者に関する何らかの実証的な根拠とか、少なくとも最近そういったことを検証したということにはなかったかと思います。そういう意味では、どのような市場構造であっても10%は常に有力かといったことは、また別途考えていかなければいけない問題なのかもしれませんけれども、例えば、ほかのガイドラインでも10%という数字が有力な事業者と判断する基準として使われていると思いますけれども、いずれにしても、ある程度の目安といった基準ではないかと考えております。

○岸井会員 今の点なのですけれども、お分かりになっていると思いますが、私が答えるのはおかしいのですけれども、10%という基準は私もちょっとおかしいと思っていて、通信関係のことになりますが、いろいろ調べてみると垂直統合のセーフハーバーが10%なのです。それで、結局ドコモなり携帯業者は回線を持っています。それで、具体的なサービスもしています。それでMVNOみたいな業者もいます。

だから、垂直統合業者であるという評価をして、それで10%というのを出している、それで企業結合ガイドラインのセーフハーバーの基準を持ってきている。だから、問題があるとしたら、そのセーフハーバーというのは、超えると違法になるという基準ではないですから、私もおかしいと思って全く同感なのですけれども、余り私が説明するのもどうかと思います

ので。

○伊藤会長 よろしいですか。

ほかに、御質問とか御意見ありますか。

今日はまだ時間がたっぷりありますから、どうぞよろしければ。

では、どうぞ、川濱さん。

○川濱会員 今回の企業結合規制の改定後の運用に関して一言意見といいますか、感想を申し上げます。いわゆる正式手続になってからも、基本的には排除措置命令ではなく、届出書類の変更報告書で問題解消措置を書くという方向での処理になったということは、これは事案処理の容易さの関係から仕方のない場合もあると考えますが、場合によったら排除措置命令を出すことも必要な場合があるように思います。また、法律解釈論として、基本的に企業結合が一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすものである限りは、排除措置命令を出すことの妨げはなく、現状は出来ないのではなく、必要がないからしないだけだということを確認する必要はあると考えます。

それからもう一つは、この制度に関して幾つか従来から懸念されていた問題点があって、その問題点がある程度対応されているということを感じて述べたいと思います。一つは、問題解消措置というのは基本的には公示されておらず、届出書類に書かれているだけです。一般には事案の公表の際の説明を読んで間接的に知るだけなのです。ところが、問題解消措置の中には、第三者に対して公示されないと意味がないようなものもあります。特に参入支援のような第三者が関与するような行為義務がある場合には、公示されない限りは全く有効ではないということがあると。

過去にも競争者等々にライセンスを合理的な条件で与えるという問題解消措置が出されながら、同業者の中でも知らない人が多かったという事案があったといわれています。今回の問題解消措置では、関係者への通知を行うことも義務として書かれており、かつ、公正取引委員会に対する定期的な報告等々が問題解消措置に含まれています。従来の問題解消措置に比べて、非常に大きな改善だろうと思います。

ただ、これでもまだやはり本来、命令で出された場合の公示に比べて問題解消措置の公示の程度が低いような気がするのです。やはりこの点が最低限改善されないと、正式手続に行った意味がないような気がするのですけれども、これも意見でございます。

○小林企業結合課長 二つございましたが、一つ目は、問題解消措置を排除措置命令の形ではなく、変更報告書の形にして排除措置命令を行うことなく事件を終了させているという御指摘でございました。

これにつきましては、もちろん事前通知をして排除措置命令をするという方法も否定されないかと思えますけれども、届出を行う会社には、事前通知や排除措置命令を受けることを大変嫌がる風潮がございまして、そのようなこともありまして、変更報告書、場合によっては届出書の出し直しという方法もあり得るわけでありますけれども、そういった形で済むならそれで審査を終えてほしいという要望が大変強いものですから、変更報告書が出ているのに、例えばそれを受け取らずに、あくまでも事前通知をするというほどのプラクティス上の必要性というのが認められないことから、変更報告書で問題解消措置を受けていますけれども、理論上排除措置命令による方法が排除されないということは、先生御指摘のとおりかと思っております。

2点目、問題解消措置が公示されていないことについての御指摘でありましたけれども、今、一般論として公示がされていないということに加えて、川濱先生がおっしゃったのは、例えば、ライセンスを与えるということが同業者に知られていなければ意味がないのではないかという具体例でおっしゃられました。この点について、例えば、本件の新日鉄・住金の事案の高圧ガス導管エンジニアリング業務につきましては、この分野へ新規参入を希望する者がおれば、それについてUO鋼管の同一条件での供給とか、あるいは自動溶接機の貸与をするという行動的な措置が条件となっているわけがございまして、これにつきましては、単にこの事例集に書いてあるということだけではなく、当事会社のホームページに、当事会社が行う内容、対応を掲載することになっています。

確かに当事会社のホームページまで見に行かないと分からないかもしれませんが、同業者であれば、本件統合や審査を機にホームページを見たり、問い合わせをするといったこともあるでしょうから、特に何か業界団体を通じた周知徹底みたいなことまではしていませんけれども、いろいろなチャネルでこの問題解消措置の中身へアクセスできるようにしているということは考えているところでございます。

○岸井会員 今の点に関連して、話がまた広がってしまうかもしれないのを危惧しているのですが、時間もちょっとありそうですので。

今の問題解消措置、川濱先生が今、一番御心配なのは、それが守られなかったときにどうするのかということで、実際にそれを、例えば虚偽の報告だということで強制できるかというとなかなか難しいので、これは手続としてそうなっているというのでその限界はあるのですが、問題解消措置を例えばこういう措置を何年以内に採ると書かれますが、そうしたら、その年になったらどうなったのかということについては、やはり公正

取引委員会でその事案についてはちゃんと検証して報告する。あるいは企業に報告させる、任意の報告になるのかもしれませんが、何かそういうことをやって、実際どうなっているのか。

何か市場の状況が変わってちょっとこれはできなかったとかということがあったのだったら、そういうものも含めて、まず検証してオープンにするということは、最低限やっていただきたいと思うのですけれども、何かそういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○小林企業結合課長 問題解消措置がその審査終了時点で行われず、ある程度期間を要するようなものである場合の問題を中心にお考えなのかと思いますけれども、もちろんそういったものにつきましては報告義務を課しております、報告が行われなければ問題解消措置が満たされていないので、あとは独禁法 10 条 9 項に基づきまして、別途もう 1 回その審査をして、排除措置命令を出すかもしれないということになるわけです。

例えば、昨年度の事例集でいいますと、ハードディスクのうちウェスタン・デジタルが PC・家電向け 3.5 インチハードディスクドライブの一部の事業について当該事業を引き継いで拡張していけるような意思と能力のある第三者に譲渡するというのがこの事例集には書かれておるわけですが、それはもちろん、その後そういう条件を満たした事業者に譲渡されているということについては、譲渡先を報告することが措置の中に含まれております。実際の譲渡は審査後でしたので、事例集には譲渡先については記載されていませんが、東芝に譲渡されました。この譲渡先については、東芝でいいかどうかということも公正取引委員会で判断をしております、このように審査終了後に措置が採られる場合、あるいは引き続き何か行動的措置が行われる場合というのは、例えば定期的な報告を取るといった形で、フォローし続けるということは当方でやっております。

○岸井会員 分かりますが、私は研究者の立場なのでなかなか難しいのかもしれませんが、措置を具体的に当事会社がどういうふうに採ったのかということについては、例えば、こういう事例集みたいなものの末尾に、何年前の事例、あるいはこの時期までにやるはずだったものについてはこういう措置が採られたとか、あるいはまだ時間が掛かっているとか、何かそういうようなことについて情報提供して公表するということは、別にその当事会社も困らないと思うので、そういうことは是非やっていただきたいと思います。

○川濱会員 2 点ほど補足いたします。1 点目は、確かに公示されていなかったのが少なくとも昨年のこの新日鉄の件以降は非常に改善されていると思います。

その点は先ほどおっしゃったとおりです。従来は多分公取委への報告徴収の期間だとか、どれだけの頻度で何をチェックするかさえ問題解消措置の中身として書かれていなかったり、不十分だったりしましたが、当事者に対して、ある程度分かるような形になっているというのは、大きな進歩だとは考えます。しかし、まだ十分ではないのではないかという感があります。

もう1点は、先ほど御発言の中で、変更報告書が出た場合に受理しないで排除措置命令の通知を行うとありましたけれども、変更報告書を受けたとしても通知は出せるのではないのでしょうか。

企業結合の審査は、企業結合取引それ自体であって企業結合計画の届出書ではないので、そのままの何らかの形の付加的な命令がない限りは、悪影響を持つ限りは、それを命令として出す必要がある限りは出せるはずで

す。

特に、一つ非常に気になるのは、このような問題解消措置というのが、例えば、EUで行われた場合でしたら、これがいわゆる条件であるか、義務であるかは別にして、これは条件と義務でその後守らなかった場合のクリアランスの効果に変動があるわけですが、要するに企業結合の違法性が強いと思料される可能性が高いか低いかに応じて条件か義務付けかに変わるわけですが、どちらの場合であっても、排除措置命令をしなかった場合には高額制裁金の対象になります。

要するに年間売上高のトータルの10%での課徴金の対象というくらい非常に強い、エンフォースメントのためのメカニズムもあるわけで、その点、我が国のものは、やはり便宜にはなっているけれども、そういった点で不徹底だということはやはり認識しておく必要はあるのではないかという気はいたします。

○小林企業結合課長 テクニカルな話になりますので、ここでそういう議論をするのはどうかと思いますけれども、変更報告書につきましては、それが提出されるとそれをもって届出書全体が変更報告書を含んだ届出書になるというふうに私どもは考えておりまして、つまり、問題解消措置も届出書の一部になるという考えでおります。

したがって、その問題解消措置を含めた届出書を前提として考えた場合には、それが独禁法違反ではないと考えられるということでございまして、したがって違反行為を前提とした排除措置命令、あるいはその手前の事前通知というのができない可能性もあるのではないかと思います。この辺のプラクティスはまだ確立していない面がありますので、更に検討していく余地があると思います。

○川濱会員 要するに企業結合審査の対象は届出書類ではなくて、企業結合取引それ自体になるのです。問題解消措置が既に行われている場合を除くと、それなしでは企業結合が違法となる以上問題です。問題解消措置を前提とした企業結合の容認は、実効性確保手段が実施されなかった場合に改めて排除措置命令を考え直すということだけです。ただし、もともとやはり事前相談に対応して出来上がった規定にすぎません。

なお、少し細かい話をしますと、問題解消措置があれば企業結合の違法性がないということは、当該問題解消措置がなければ企業結合自身が違法になるということは意味しません。事後になって、もしも問題解消措置が採られなかった場合には、改めて企業結合を違法として評価できる場合があるというだけのことです。従来 of 事前相談制度というのは、事前相談過程で問題解消措置の確約をした場合には、公取委は事情が変わらない限り、規制しないということを前提としているわけですから、いわば行政法上の信義則の問題もあって、相談で確約された問題解消措置が届出書類に書かれている限りは措置は採らない、それだけのことです。変更報告書の場合には、その手の行政法上の信義則の適用の領域ではないから措置を採ることは可能なだろうというのは、これは少なくとも条文上はそうなっているのではないかと考えています。

○小林企業結合課長 独禁法第10条などの第1項に規定される実体規定と第2項に規定される届出義務を正しく区別して理解する必要があるということですね。分かりました。

○伊藤会長 ほかに何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

若干まだ時間は残しておりますけれども、特に追加的な御質問とか、御意見もないようでございますから、本日の討議はこの辺で終了させていただきたいと思います。

最後に竹島委員長から御発言をお願いします。

○竹島委員長 ありがとうございます。

6月というのが事務年度の終わりでございますので、いつもこの時期の独禁懇には過去1年間どういふことをやってきたかという公取委のパフォーマンスを御報告申し上げている、基本そういうことなのですが、この機会に、私ちょっと先走って恐縮なのですが、独禁懇の皆様方にお世話になるのはこれが最後でございます。と申しますのは、私の任期は9月26日で切れることになっておりまして、それまでに独禁懇はもう開かれない予定でございますので、この機会をお借りしまして、この10年間、会長を初め、会員の皆様方に御指導いただきましたことに感謝申し上げたいと

思います。

2005 年改正，2009 年改正という法律改正をして，その成果，特にリーニエンシーの導入によって，最近でもお目に止まっていると思いますが，大企業が絡むカルテル事件等々が摘発できるようになっている。課徴金も相当な金額になってきている。企業結合も，今日随分面白い議論もしていただいて参考にさせていただきたいと思いますが，改善をして，ガイドラインから何かから見ても，欧米と同じようなことになっている。

現に国際的な企業結合に関しましては，もう欧米とよく話し合っ，問題解消措置とか，市場の取り方とかいうことも含めて議論をしているという段階に来ておりますので，いろいろな意味で法律改正をして良かった，その実も上がっているというふうに，自分から言うのもおかしいですけども思っております。

ちなみに，ロンドンに本部を置いているグローバル・コンペティション・レビューという雑誌というのでしょうか，専門紙みたいなものですが，そこが各国の競争当局のパフォーマンスをレイティングしているわけございまして，ファイブスターが一番いいのですけれども，我が日本の公取委は 4.5 になりました。一番トップはアメリカの DOJ, FTC, それから EU の DG コンペティションなのですが，それとフランス，ドイツもファイブスターですけれども，その次の 4.5 は日本 1 人でございまして，ようやくそこまで上がってきました。私の後任に頑張ってもらって，まだ誰か分かりませんが，ファイブスターにしてもらいたいと思っております。

そういうことにつきましても，本当に長いこといろいろと御指導いただきましたことに対しまして，改めて心から御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは，本日はこれにて閉会とさせていただきます。

次回会合の日時につきましては，また追って事務局から御連絡差し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。